

岡山市アスベスト対策部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 アスベストに対する健康被害が社会問題化し、市民のアスベストに対する不安が高まっていることから、市民の不安を払拭し安全と安心を確保することを目的とし、アスベスト対策について調査検討するため、岡山市環境基本計画推進本部設置規程(平成10年市訓令甲第34号)第6条の規定に基づきアスベスト対策部会(以下「対策部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) アスベストに係る実態把握及び情報の共有化に関すること。
- (2) 民間及び市有建築物のアスベスト対策に関すること。
- (3) 市有備品のアスベスト飛散防止及び代替品購入計画に関すること。
- (4) アスベスト対策に係る事業者等への指導及び啓発に関すること。
- (5) アスベスト対策に係る相談に関すること。
- (6) その他アスベスト対策について必要な事項

(組織)

第3条 対策部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織する。

- 2 部会長は環境局統括審議監を、副部会長は広報課長及び危機管理担当課長を、部員は別表に掲げる者をもって充て、又は委嘱する。

(職務)

第4条 部会長は、対策部会の事務を総理し、対策部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 対策部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。

- 2 部会長は、部員に事故があるときは、その代理する職員を部員とすることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 対策部会の庶務は、環境局環境保全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，対策部会の運営に関して必要な事項は，部会長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	部 員	事務内容
総務局	給与課長	職員の健康問題に関すること
財政局	財政課長	予算措置に関すること
保健福祉局	保健管理課長	市民の健康問題等の相談に関すること
岡山っ子育成局	保育園・幼稚園課長	保育園・幼稚園の対策に関すること
環境局	産業廃棄物対策課長	廃アスベスト(産業廃棄物)の適正処理に関すること
	環境保全課長	大気汚染防止法(特定粉じん関係)に関すること
都市整備局	建築指導課長	民間建築物の対策に関すること
	公共建築課長	市有建築物の対策に関すること
教育委員会	学校施設課長	市立学校の対策に関すること
関係各局室主管課長		所管する施設の対策に関すること。